

吹田市人材育成基本方針等改正支援業務仕様書

1 委託業務名

吹田市人材育成基本方針等改正支援業務

2 趣旨

吹田市人材育成基本方針（以下「本方針」という。）は、本市の人材育成の取組の方向性を明らかにするため策定しており、本市の職員採用、研修、人事評価、人事異動等の人事施策の基礎となるものである。

現在の本方針は令和元年2月に最終改正を行っており、社会情勢の変化や、吹田市第4次総合計画の中間見直し及び「人材育成・確保基本方針策定指針（令和5年12月総務省発出）」といった状況変化が反映できていない状況である。

これらの状況を踏まえ、本市行政サービスのさらなる向上に向けた職員育成の方向性を明らかにするため、本方針に必要な改正を行うための支援を受けるものである。

3 業務内容

（1）以下の2業務を実施すること。内容は、各業務仕様書（別紙）を参照すること。

ア 吹田市人材育成基本方針等改正支援業務（別紙業務仕様書1）

イ 職員エンゲージメント調査・分析業務（別紙業務仕様書2）

4 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 提出書類

（1）受注者は本業務開始に当たって次の書類を速やかに本市に提出し、承認を得るものとする。

ア 業務実施計画書

イ 業務体制報告書

ウ 業務着手届

エ 業務責任者届兼経歴書（業務責任者届は契約書で定めるものと兼ねる）

オ 業務工程表

カ 貸与データ及び資料に関する誓約書

キ その他本市が指示するもの

（2）業務完了時には業務完了届を提出すること。

（3）その他、必要に応じて本市が指示するものについて提出すること。

6 注意事項

- (1) 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、本市と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者としてすること。業務責任者は、業務の全般にわたり管理を行い、業務に支障のないようにすること。
- (3) 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成15年7月25日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日施行）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とすること。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は大半を再委託することはできない。また、再委託する場合は事前に本市の許可を得ること。
- (5) 受注者は、本業務に必要な資料を本市より借り受け、適正に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、業務完了後速やかに全て返却すること。
- (6) 受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理すること。また、業務完了後、受注者に責に帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。

7 その他

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに本市と受注者は協議の上、受注者は本市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。